

第 227 回 日本経営倫理学会・理念哲学研究部会のご案内

部会長 村山元理

日時 平成 30 年 1 月 29 日 (第 5 月曜) 18:00~20:00

場所 企業家ミュージアム (東京都千代田区外神田 2-2-19, 2F) <http://www.csm.or.jp/wp/access/>

参加者 宇佐神、佐藤、古山、山本、西村、緒賀、新川、望月、市川、宇田、小野瀬、村山 12 名

欠席届 大塚、辻井

1. 発表 西村晋 (中国・河南農業大学副教授) 「最近の中国の上場企業の改革—国有資産管理との関連」
 - ・レジュメ P P T 40 枚分。中国の上場企業には大株主としての国有持ち株会社によって支配されている現状に至るまでの背景、その課題、今後の見通しについて系統的に説明する内容であった。以下その概要。
 - ・1980 年代後半、市場経済化の副作用として国有資産が流失。経営者の資質、制度の不備。
 - ・1980 年代後半、国有資産管理局の設置、投資会社に国有企業の株式を持たせる方向へ。
 - ・1993 年、会社法の制定。株式会社化の改革。
 - ・2003 年、国務院国有資産監督管理委員会の設置。中央レベルでの支配株主に。
 - ・地方でも国有資産監督管理委員会が設置され、2008 年には国有資産法の制定。
⇒国有資産管理制度が漸進的改革のもとに積み重ねられ、行政と企業の境界が明確に区分される。
 - ・国資委の目的と役割：所有者としての職責、合併・統合、企業制度、ガバナンス改革、人事権、監査役の派遣。・・・株式会社制度と矛盾せず、企業を支配する。
 - ・3~8 割の大株主となる未上場の国有持ち株会社を通じて、国資委が企業を支配する=迂回所有を通じた支配。 宝山鋼鉄の事例。
 - ・中国のメガバンク (大型商業銀行) は、財政部と政府系ファンドによって支配。
 - ・国資委による企業への総合評価。財務成績 70%, 管理成績 30%。
 - ・2013 年以降、国有持ち株会社が政府系投資会社 (国レベル 10、地方レベル 50 社) に再編。
 - ・2013 年以降、混合所有制の推進へ。民間投資家、外資へ株式を分散させる方向へ。シノペック、チャイナ・ユニコムで。
 - ・混合所有制への改革はすでに 1986 年に北京大の厲以寧が提唱され、たびたび唱えられてきた。
 - ・株主多元化が困難な理由：株価暴落の危険性、外資への警戒、トンネリングのリスク。
 - ・近年の改革の課題：トンネリングのリスク。株主間の利害の対立。G R E E で会長が再任されず。

1-1. 質疑多数あり：中国の経営倫理に関して中国人学者が点数稼ぎのために講演を持ち込んできた件。国策の日本興業銀行の誕生、改組、合併消滅の歴史。中国の大学生の数学レベルの向上。中国の大学進学率は 40%か。中国の生活水準の向上が目覚ましいこと。中国には巨大な内需があり、中国の巨大企業の誕生は 19 世紀末の米国大企業の誕生に匹敵する。英語の次に日本語教育が人気、しかし就職で日本語を生かせない中国人学生。小麦食文化に慣れるまで苦労した。内陸の河南省でも想像していたより中国人は豊かである。日本に来る中国人は中の下レベルの階層で、上位の階層はオーストラリアへ。成績上位者が共産党へ入る資格あり。

2. 『21 世紀の経営倫理』継続審議：来月に持ち越し、青山社へも依頼へ。

今後の予定 毎月第 4 月曜日 18:00-20:00

場所 企業家ミュージアム (東京都千代田区外神田 2-2-19, 2F)

平成 30 年 2 月 26 日 18:00-20:00 望月「出版報告」・出版計画の見直し、同友館の鈴木良二部長招聘

3 月 26 日, 4 月 23 日